

麻薬卸売業者免許（継続）申請書の作成要領

1 申請手続

申請対象者	麻薬卸売業者免許の有効期間が、令和7年12月31日で満了する者であって、令和8年1月1日以降も引き続き麻薬取扱者免許を受けようとする者
申請書	別紙様式による
添付書類	1 精神機能の障害、麻薬若しくは覚醒剤の中毒であるかないかに関する医師の診断書（申請者が法人である時は、その業務を行う役員についての診断書） ⇒申請書の裏面が「診断書」になっています。 <u>* 県内の複数の営業所から同時に申請する場合、診断書の原本と写しの両方を提示し、県職員が原本と突合した後、写しを添付書類とすることができます。</u> 2 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は定款 <u>* 薬機法に基づく届出等で、事前に登記事項証明書を県保健所に提出している場合には、登記事項証明書の添付を省略することができます。その場合、申請書の備考欄に「提出年月日」「届出内容」「提出した保健所の名称」を記入してください。</u> 3 申請者が法人であるときは、その業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類（組織図、業務分掌表等） <u>* 組織図等（様式はありません）への代表者印等の押印は必要ありません。</u>
申請手数料	クレジットカード・デビットカード Visa, Mastercard, JCB, American Express, Diners Club  ※Visa, Mastercard, JCBのプリペイドカードもご利用になります。 (一部のカードは、利用先が限定されているなど、ご利用いただけない場合があります) ※Jデビットはご利用になれません。 電子マネー nanaco, WAON, 楽天Edy コード決済（スマートフォン） PayPay, au PAY, 楽天ペイ, d払い  交通系電子マネー Kitaca, Suica, PASMO, TOICA, manaca/マナカ ICOCA, SUGOCA, nimoca, はやかけん (※PiTaPaはご利用になれません)  県では、手数料のお支払いにおいて、キャッシュレス決済を推進しています。
提出先	麻薬業務所を管轄する 県保健所（生活衛生・薬事担当）
提出部数	1部
提出期限	令和7年11月6日（木）

2 記入上の注意事項

- (1) 文字・数字は、**ボールペン、インク**等を使用して正確に記入してください。
摩擦熱で色が変わる筆記具（消せるボールペン等）は使用しないでください。
- (2) 申請用紙中、「麻薬（卸売業・小売業・施用・管理・研究）者免許申請書」の欄は、卸売業に○印をつけてください。
- (3) 「許可又は免許の番号」及び「許可又は免許の年月日」の欄には、**薬機法の規定に基づく卸売販売業許可の番号及び年月日**を記入してください。
- (4) 「申請者の欠格条項」の（１）～（５）の欄には、それぞれ当該事実がないときは「**なし**」（申請者が法人の場合は「**全員なし**」）と記入してください。
- (5) 診断書の下にある「施用者・管理者所属業務所」の欄への記入は不要です。
- (6) 法改正（令和２年１２月２５日改正）により、申請書及び診断書の押印が不要になりました。なお、押印があっても申請は可能です。

3 その他

- (1) 有効期間が満了した免許証は、**有効期間満了後１５日以内に管轄する県保健所へ返納**してください。
- (2) 有効期間満了後（令和８年１月以降）、引き続き麻薬卸売業者免許を受けようとする意思がない場合は、**１１月６日（木）までに**その旨を管轄する県保健所に連絡し、次の手続を行ってください。
 - ア 免許失効後１５日以内に「麻薬卸売業者業務廃止届」に失効した免許証を添えて届け出てください。
 - イ 免許失効後１５日以内に「残余麻薬届」により現に有する麻薬の品名及び数量を届け出てください。
 - ウ さらに、免許失効後５０日以内に、現に所有する麻薬を処分（譲渡又は廃棄のための手続が別途必要です。）してください。
- (3) 継続申請した場合の免許の有効期限は、令和８年１月１日から令和１０年１２月３１日までとなります。